

令和5年度
改訂版

建築士法第27条の2第7項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会テキスト

建築士事務所の 経営と展望

コロナ禍の影響で社会変化が加速されたこともあり、社会的ニーズの変化は大きく、建築設計および工事監理にかかわる分野でも大きな状況の変化がありました。このような時流に対応すべく、一昨年度5年ぶりにテキストの内容の大幅な見直しを行い、今回の部分改訂では、業務報酬基準の改正について加筆しました。開設者や管理建築士のみなさまには、受講の機会を利用して研鑽に励まれるとともに、日ごろの業務においても業務遂行の手引きとして活用されることを期待しています。

建築士法第27条の2第7項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会テキスト

建築士事務所の 経営と展望

一般社団法人
日本建築士事務所協会連合会
Japan Association of Architectural Firms

目次

第1章 建築士事務所の責務と業務

- 1 建築士事務所の責務と倫理／2 設計・監理業務の基本的な流れと変化への対応

第2章 これからの建築士事務所経営

- 1 建築士事務所と建設市場をめぐる課題／2 事務所経営の課題

第3章 建築士事務所の業務の新しい動向

- 1 変化する社会的ニーズ・期待／2 安全安心への取り組み／
3 環境配慮への対応／4 建築ストック活用／5 まちづくり

第4章 トラブル対応とリスク管理

- 1 建築士事務所のトラブルとリスク／
2 トラブルをめぐる法的責任・専門家責任等／3 トラブル・リスクへの対応方法／
4 トラブル事例と回避・対応のポイント／5 建築士事務所賠償責任保険

法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項

- 1 建築士事務所の運営管理／2 プロジェクト業務の運営管理／
3 建築士事務所の労務・財務／4 罰則等

建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

■管理研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に行ううえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

■管理建築士にとっては

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

■建築士でない開設者にとっては

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

■管理研修会の意義と受講イメージ

	講習の受講義務	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
建築士事務所に所属する建築士	建築士定期講習 (3年ごとの受講義務)			建築士定期講習		建築士定期講習		建築士定期講習		建築士定期講習	
管理建築士	管理建築士講習 (1度みの受講義務)										
建築士でない開設者	なし										

※ 建築士定期講習は3年ごとの受講義務あり。管理建築士講習は1度のみ。建築士でない開設者はなし。

現行の法定講習では斜線範囲の学習機会がないため、定期的な管理研修会の受講が継続的な資質の維持・向上に有効と考えられます。

標準的な受講イメージ

管理建築士	開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会 (事務所登録の更新に合わせて5年ごとの受講を推奨)	管理建築士講習	受講間隔 5年	管理研修会	受講間隔 5年	管理研修会
建築士でない開設者		管理研修会	受講間隔 5年	管理研修会	受講間隔 5年	管理研修会



■お問い合わせ

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会

〒260-0012 千葉県千葉市中央区本町2-1-16

TEL : 043-224-1640 FAX : 043-225-2066

URL : <http://chiba-jk.or.jp/>

令和6年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進めるうえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としております。

管理建築士については所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくこととなります。また、建築士でない開設者にとっては法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となりますのでぜひご受講ください。

ご注意 ※本研修会は、法定講習（建築士法第22条の2に基づく「建築士定期講習」及び同第24条第2項に基づく「管理建築士講習」）ではありません。

主催者 公益社団法人千葉県建築士事務所協会・一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

後援 千葉県

日時 令和6年11月27日（水）
受付 9:30～ 講義開始 9:50 講義終了 16:25

会場 千葉市民会館特別会議室2
〒260-0017 千葉県千葉市中央区要町1-1



受講対象者 当該年度に事務所登録を更新する建築士事務所の開設者・管理建築士
新規に事務所登録した建築士事務所の開設者・管理建築士
1年以内に新規に事務所登録を予定している建築士事務所の開設者・管理建築士
本研修会の受講を希望する方

定員 50名 申込締切：令和6年11月13日（水）まで

受講料 （税込み、テキスト代を含む）
公益社団法人千葉県建築士事務所協会 会員（会員事務所所員含む）10,000円
その他の団体 非会員 15,000円

申込方法 次のいずれかの方法でお申し込みください。

※FAXまたはメールによるお申込み

銀行振込にて受講料を入金後、受講申込書と振込控えを貼付し下記申込先に
FAXまたはメールにてお申し込み下さい。

※窓口でのお申込み

受講申込書と受講料を、下記申込先までご持参ください。

【振替口座】千葉銀行 県庁支店 普通預金 3149388 口座名：公益社団法人千葉県建築士事務所協会 ※振込手数料はご負担下さい。 納入された受講料は一切返還いたしません。（※定員を超えた場合を除く） 申込先 公益社団法人千葉県建築士事務所協会 〒260-0012 千葉市中央区本町2-1-16 千葉本町第一生命ビル2階 TEL：043-224-1640 FAX：043-225-2066 E-mail： jm@chiba-jk.or.jp

時間割 当日時間割が変更になる場合がございます。

時間（講義 290分）	内容	講師
9：30～9：45	受付	
9：45～9：50	あいさつ・研修会の趣旨説明	（公社）千葉県建築士事務所協会
9：50～10：20	地域編	千葉県
10：20～10：30	休憩	
10：30～11：00	第1章 建築士事務所の責務と業務	（公社）千葉県建築士事務所協会
11：00～11：10	休憩	
11：10～12：10	第2章 これからの建築士事務所経営	（公社）千葉県建築士事務所協会
12：10～13：10	昼食	
13：10～14：10	第3章 建築士事務所の業務の新しい動向	（公社）千葉県建築士事務所協会
14：10～14：20	休憩	
14：20～15：10	第3章 建築士事務所の業務の新しい動向	（公社）千葉県建築士事務所協会
15：10～15：20	休憩	
15：20～16：20	第4章 トラブル対応とリスク管理	三井住友海上火災保険(株)
16：20～16：25	受講証明書の交付	（公社）千葉県建築士事務所協会

建築 CPD ※ 本研修会は、建築 CPD 情報提供制度の「特別認定講習会」として
（公財）建築技術情報普及センターに申請予定です（5 認定時間）

その他 開催の1週間前までに「受講票」をお送りしますので会場にお持ち下さい。
またご来場の際は、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

令和6年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」

受講申込書（R6.11.27開催）

送り先：（公社）千葉県建築士事務所協会

FAX：043-225-2066またはE-mail：jm@chiba-jk.or.jp

令和6年 月 日

フリガナ		受講番号	
氏名		生年月日	
開設者・ 管理建築士 (該当する内容に○)	1. 開設者である（管理建築士でない） 2. 開設者であり、管理建築士である		
建築士資格 (該当する内容に○)	1. 一級建築士 2. 二級建築士 3. 木造建築士 4. 建築士でない		
登録番号	国土交通大臣登録 第 号	知事登録 第 号	

フリガナ		種別	
勤務先		1. 一級 2. 二級 3. 木造 (該当する内容に○)	
所在地	〒 -		
TEL.	- -		
FAX.	- -		
E-mail	@		
事務所登録日	年 月	事務所登録番号	千葉県知事登録 第 - - 号
受講料 (いずれかにチェック)	(公社)千葉県建築士事務所協会会員 10,000円		<input type="checkbox"/>
	その他の団体 非会員 15,000円		<input type="checkbox"/>

受講申込書に関する個人情報の取り扱いについて

本申込書により取得した受講者にかかわる個人情報は、公益社団法人千葉県建築士事務所協会
および一般社団法人日本建築士事務所協会連合会が研修会を実施するにあたり、
受講証明書の発行のみに使用させていただきます。

※振込明細書貼付欄

振込明細の写しを貼付してお申し込み下さい。

【振替口座】千葉銀行 県庁支店 普通預金 3149388

口座名：公益社団法人千葉県建築士事務所協会

※振込手数料はご負担下さい。

納入された受講料は一切返還いたしません。（※定員を超えた場合を除く）